

集団健康診査予約受付業務委託プロポーザル評価基準

評価項目		評価事項	評価者単位での配点(段階制)
大分類	小分類		
基本事項 10点	方針及び 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の基本的な考え方や、本業務の重要性及び目的を、十分に理解しているか。 ・提案内容は、具体的かつ明確に記載されているか。また、資料は見やすく分かりやすい表記となっているか。 	0、5、10
業務実績 25点	電話受付業務	平成28年度から令和7年度までの <ul style="list-style-type: none"> ・実績が1万件未満(0点) ・実績が1万件以上(5点) ・健康診査等に係る実績が1万件以上(10点) 	0、5、10
	ウェブサイト受付業務	平成28年度から令和7年度までの <ul style="list-style-type: none"> ・実績が1万件未満(0点) ・実績が1万件以上(5点) ・健康診査等に係る実績が1万件以上(10点) 	0、5、10
	通知書等作成送付業務	平成28年度から令和7年度までの <ul style="list-style-type: none"> ・実績が1万件未満(0点) ・実績が1万件以上(5点) 	0、5
セキュリティ等 20点	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入又は内部からの漏えいが発生しないよう適正な安全措置が講じられているか。 ・管理責任者を設ける等事業者内における管理責任体制が整備されているか。 ・業務従事者に対し、個人情報の保護に係る研修等が実施されているか。 ・個人情報について、外部からの苦情相談窓口や苦情に迅速に対処できる体制が整備されているか。 	0、10
	守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務の順守が記述されているか。 	0、5
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態が発生した場合の対応(体制・活動)が具体的に記述されているか。 	0、5
業務実施等 20点	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結から業務開始日までの準備スケジュールが、具体的かつ明確に記述されているか。 ・実現可能で現実的なスケジュールとなっているか。 	0、5、10
	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ効果的な業務遂行のために十分な業務実施体制が確保されているか。 ・管理者、副管理者及び業務従事者は、本業務遂行に十分な知識及び技能を習得可能な者が配置されているか。 	0、5、10

企画内容 105点	仕様	・仕様書に基づいた内容となっているか。 ・仕様全体について、独自の創意工夫による効果的な方法が提案されているか。	0、5、10
	マニュアル、研修	・業務マニュアルの内容について、円滑かつ効果的に業務を遂行するために十分な提案がされているか。 ・業務従事者への研修について、円滑かつ効果的に業務を遂行するために十分な提案がされているか。	0、5、10
	コールセンター	・コールセンターのセキュリティ措置は十分であるか。 ・円滑かつ効果的なコールセンター運営方法が提案されているか。 ・オペレーターの熟練度や電話回線数等の体制は十分であるか。 ・コールセンターの運営期間、運営時間及び休止中の対応は十分であるか。	0、5、10、 15、20
	ウェブサイト	・ウェブサイトのセキュリティ措置は十分であるか。 ・円滑かつ効果的なウェブサイト運営方法が提案されているか。 ・ウェブサイトの制作、運用・保守及び体制は十分であるか。 ・ウェブサイトのサービス更新・改修・障害発生時等の対応は十分であるか。	0、5、10、 15、20
	予約(及び変更・取消)の受付	・円滑かつ効果的な予約の受付方法が提案されているか。 ・円滑かつ効果的な予約変更・予約取消の受付方法が提案されているか。 ・対象外の方からの予約を防ぐ効果的な方法が提案されているか。 ・英語による対応、視覚障害や聴覚・言語障害をお持ちの方に配慮した対応が提案されているか。	0、5、10、 15、20
	予約内容通知書等の送付	・円滑かつ効果的な作成・送付方法が提案されているか。	0、5、10、15
	発注者との連携	・業務全体を通して、発注者と受注者の間でデータのやりとり、情報共有及びトラブル対応等の連携を、正確かつ円滑に実施するための提案がされているか。	0、5、10
その他 20点	価格	・本市が設定した価格の90%以下(15点) ・本市が設定した価格の95%以下(10点) ・本市が設定した価格の95%より上(1点)	15 10 1
	市内中小企業の受注等の機会増大	・京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか。 ・複数の事業者による共同提案は、コンソーシアムの代表となる事業所の本拠で判断する。	0、5
合 計			最大 200